

第 8 号議案

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年亀岡市条例第 22 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 9 月 2 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年亀岡市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 項第 2 号中「第 4 号」を「第 3 号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 児童福祉法の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、令和元年12月14日から施行すること。